

兵庫県立尼崎総合医療センターにおける 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成29年10月1日
令和4年4月1日 改正

兵庫県立尼崎総合医療センターは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて、本病院におけるすべての研究費を適正に管理し、不正使用を防止するために必要となる事項を定める。

（責任体系の明確化）

1 不正防止対策に関する責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を病院内外に周知・公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

2 事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化するとともに、研究費の管理・運営に関わる構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

（不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

3 不正を発生させる要因を把握し、それに対応した具体的な不正使用防止計画を策定・実施して、不正発生を防止する。

（研究費の適正な運営・管理）

4 適切な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入し、研究費の適正な運営・管理を行う。

（情報発信・共有化の推進）

5 研究費の使用に関するルール等について相談・告発窓口部署を設置し、不正への取り組み方針等を外部に公表する。

（モニタリング）

6 研究費の不正使用が起きる可能性を最小にするため、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。